

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県森林審議会委員定数条例（平成25年香川県条例第41号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、森林法（昭和26年法律第249号）の一部が改正され、都道府県森林審議会の委員の定数が廃止されることに伴い、香川県森林審議会の委員の定数について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県麻薬中毒審査会委員定数条例（平成25年香川県条例第42号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部が改正され、都道府県に置かれる麻薬中毒審査会の委員の定数が廃止されたことに伴い、香川県麻薬中毒審査会の委員の定数について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県建設工事紛争審査会委員定数条例（平成25年香川県条例第43号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）の一部が改正され、都道府県建設工事紛争審査会の委員の定数が廃止されることに伴い、香川県建設工事紛争審査会の委員の定数について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県建築士審査会委員定数条例（平成25年香川県条例第44号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、建築士法（昭和25年法律第202号）の一部が改正され、都道府県建築士審査会の委員の定数が廃止されることに伴い、香川県建築士審査会の委員の定数について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成25年香川県条例第45号）

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき策定した「香川ものづくり産業振興計画」で目指す地域の特性と強みを生かした企業立地の促進による新たな雇用の創出と地域経済の活性化に資するよう、産業集積区域内において、承認企業立地計画に従って特定事業のための施設を設置した事業者に課する県税の特別措置について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例（平成25年香川県条例第46号）

- 1 国から交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受け入れ、災害に強く環境への負荷の少ない地域づくりの推進に資するよう、災害時において災害応急対策の拠点として機能する施設等への再生可能エネルギー等の導入を推進するための基金を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例（平成25年香川県条例第47号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、都道府県に置かれる介護保険審査会の要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は条例で定める数とされることに伴い、香川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数とともに当該事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数について定めるため、香川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の全部を改正することとした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第48号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、道府県固定資産評価審議会の委員の定数が廃止されることに伴い、香川県固定資産評価審議会の委員の定数について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県土地利用審査会条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第49号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の一部が改正され、都道府県に置かれる土地利用審査会は委員5人以上で組織することとされることに伴い、香川県土地利用審査会の委員の定数について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第50号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、地方社会福祉審議会の委員の定数が廃止されたことに伴い、香川県社会福祉審議会の委員の定数について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第51号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、都道府県児童福祉審議会の委員の定数が廃止されたことに伴い、香川県児童福祉審議会の委員の定数について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第52号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の一部が改正され、都道府県交通安全対策会議の委員については、都道府県知事が必要と認めて任命する者が追加されたことに伴い、香川県交通安全対策会議の委員の定数を改める等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第53号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部が改正され、地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件が廃止されることに伴い、香川県青少年問題協議会の委員の要件を定める等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第54号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第55号）

- 1 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例及び香川県災害救助基金条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第56号）

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第57号）

- 1 国から追加交付される地域医療再生臨時特例交付金を受け入れることに伴い、香川県地域医療再生臨時特例基金の設置期限を平成28年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県河川占用料等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第58号）

- 1 河川法（昭和39年法律第167号）の一部が改正され、農業用水、上水道用水等を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の登録を受けなければならないこととされたため、流水占用料の徴収の対象となる者について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。